平成２１年（フ）第４３４１号
大阪府守口市八雲東町１丁目３番10号、開始決定時の住所大阪府守口市八雲北町３丁目22番６号
破産者　関東　英男
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８１号
大阪市西区新町４丁目10番11―803号
破産者　新谷　陽子
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２９号
大阪府摂津市正雀本町１丁目１番28―202号
破産者　筧　　弘美
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７０号
大阪府枚方市大字尊延寺932番地
破産者　迫田　祐作
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９５号
大阪市東淀川区下新庄６丁目４番３号ジュンハイツ第２―203号
破産者　パスタ・パスタこと　澤田　　豊
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０８６号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目２番５号
破産者　大森　健守
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２８４号
大阪市北区中津３丁目14番12号　イワオマンション301号室、前住所大阪市北区中津３丁目35番12号
破産者　小坂　建三
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６号
茨城県日立市川尻町３丁目50番５号
破産者　佐川　敏男
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９号
富山県魚津市上口２丁目14番10号
破産者　浜浦小百合
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１０号
富山県魚津市上口２丁目14番10号
破産者　浜浦　　保
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１１５号
静岡県沼津市原480番地の３トーヨーコーポＢ―201、破産手続開始決定時の住所静岡県熱海市下多賀1711番地
破産者　川口　最大
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８７号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字中瀬郷17番地１
破産者　足立　光司
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９３号
神戸市長田区西山町４丁目７番22号
破産者　榎本　庸久
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２１１４号
広島市中区千田町３丁目９番１―301号、破産手続開始決定時の住所広島市中区土橋町２番18―302号
破産者　坂井　雅博
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７６号
北海道室蘭市知利別町２丁目20番10号
破産者　高山　英人
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
北海道札幌市北区新琴似12条14丁目５番21号
破産者　阿部世理子
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
秋田市濁川字草刈場１番地68
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７号
秋田市仁井田福島２丁目１番32号
破産者　入江　　旬
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３４２号
福島市松川町美郷１丁目４番地の２　レオパレスガーデンシティ103、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市桑野３丁目17番９号サンデュエル桑野中央407号
破産者　晴山　英樹
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係